

# 大東市行財政改革プラン

(平成22年度推進計画)

平成22年9月

大東市

【大東市行財政改革プラン 実施計画について】

本実施計画は、平成 22 年度に策定した大東市行財政改革プラン を着実に推進するため、前年度の行財政改革に係る取り組み実績と当該年度に取り組む事項について定め、公表するものです。

【平成 21 年度の取組と効果額（速報値）】

行財政改革に係る平成 21 年度の取組および効果額は次のとおりです。

〔歳入〕

項目	内訳	効果額 (千円)
指定管理者・納入金制度	住道駅中央自動車自転車駐車場（～ H23.3） 住道駅北・西第 2 自転車駐車場（～ H25.3）	110,690
市有地の売却等	公立保育所民営化に伴う不動産関係収入	86,874
	その他公有財産の売却（見込）	111,859
土地開発公社保有地の売却	土地開発公社保有地の売却（見込）	45,969
計		355,392

〔歳出〕

項目	内訳	効果額 (千円)
指定管理者制度の導入	市民会館（～ H22.3） 南郷子育て支援センター（～ H25.3） 総合文化センター（～ H25.3） 中央図書館（～ H25.3） 青少年野外活動センター（～ H25.3） 文化情報センター（～ H26.3） 住道駅中央自動車・自転車駐車場（～ H23.3） 住道駅北・西第 2 自転車駐車場（～ H25.3）	234,976
公立保育所民営化	寺川保育所、津の辺保育所	258,550
民間委託	本庁電話交換業務 国民健康保険資格点検業務	9,107
補助金の見直し	団体補助金の見直し（17 件）	7,323
事務事業の見直し	市単独事業の見直し（17 事業）	29,838
職員数の削減	正職員 877 人-833 人 = 45 人 民営化等による人件費重複分を除く。	180,000
計		719,794

【合計】1,075,186千円

指定管理者制度の導入効果については、指定管理者制度を導入した初回の指定管理期間についてのみ算出しています。

【平成 22 年度推進計画】

平成 22 年度における推進計画は次のとおりです。

・歳入の確保

	改革目標	平成 22 年度推進計画
1-1	市税については、公平性の観点から、適正課税・適正化を推進する。 使用料・手数料についても、受益者負担のバランスを点検・適正化する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税務署や府税事務所など関係各所と連携し、公平・適正な課税に努める。【総務部】</li> <li>・H21 年度に策定した使用料・手数料の算定基準をもとに、各使用料・手数料の設定額を点検する。【政策推進部】</li> </ul>
1-2	・税・料の徴収については、滞納債権が発生しないよう、納付手段の多様化、民間活力の導入等を推進し、徴収率の向上を目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・債権回収組織の設置を引き続き検討する。【政策推進部】</li> <li>・個別債権の収納向上策は P4 参照</li> </ul>
1-3	公共施設や公用車、刊行物など市の管理物について、広告掲載が公共物の景観や品位を損ねないかを検討しつつ、結果に基づき広告掲載を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他市の取組等について情報収集し、それらを踏まえながら、今後検討していく。【総務部】</li> <li>・モニター広告の導入を検討する。【政策推進部】</li> </ul>
1-4	施設付属駐車場の使用料について検討し、実施可能な施設から順次有料化に着手する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(本庁舎)他市の取組等について情報収集し、それらを踏まえながら今後、検討していく。【総務部】</li> <li>・(市民会館)現在の使用実態を踏まえながら検討していく。【市民生活部】</li> <li>・(生涯学習施設・スポーツ施設)無償借地となっている施設付属駐車場の使用料について、検討していく。【生涯学習部】</li> </ul>
1-5	公園グラウンド等を特定の利用者が一定の面積を一定時間占有する場合について、類似有料施設と利用目的、利用状況、設備面等を検証し、有料化が適当と思われるものは使用料徴収の導入可能なものから順次着手する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ振興の観点での理解が得られ、市民の利便性向上を図るための制度検討を行う。【街づくり部】</li> </ul>
1-6	・東大阪都市清掃施設組合焼却炉の建替えによる負担金の増額に対応するため、粗大ごみ収集の有料化について検討着手する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・今年度、第 4 期一般廃棄物処理基本計画を見直す中で、環境審議会等で粗大ごみ有料化の導入について検討を行い、具体策を示す。【市民生活部】</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ゴミ排出量、国・他団体の動向等を注視し、一般ゴミ収集の有料化について研究する。</li> </ul>	
1-7	<p>市有財産のうち、今後とも利用見込のないものについては売却するとともに、売却が困難なもの等については、有償貸付等を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用見込のない土地については、順次、民間へ売却・有償貸付等を行っていく。【総務部】</li> </ul>
1-8	<p>工業地域の安定と地域振興を図るため、企業立地を促進するための支援策を展開する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業立地促進条例に基づき、市内工業地域への工業立地を促進する。【市民生活部】</li> </ul>

(別表)

【主要な市債権の徴収状況と徴収目標・強化策】

	H22 徴収目標徴収率		対前年度比向上率		徴収率向上のための取組
	現年度	滞納繰越	現年度	滞納繰越	
各種市税	98.0	25.0	0.3	3.2	・効率的かつ効果的な催告業務の実施と滞納処分の強化
国民健康保険税	83.07	5.00	1.81	0.17	・収納業務の一元化による、効率的な徴収 ・「国民健康保険税収納率向上計画」を策定 ・市外転出者への訪問催告を民間委託により実施
介護保険料	97.0	10.0	-	-	
後期高齢者保険料	98.5	50.0	-	-	
下水道事業受益者負担金	97.0	30.0	(H21:98.8)	(H21:38.2)	・3年間の6回払。すべての納期が経過し滞納がある場合は、例外なく滞納処分を執行。
下水道使用料	99.5	79.5	0.1	0.4	・下水道使用料の徴収委託先である水道局と滞納整理の情報共有を行う。
市営住宅使用料	85.3	5.5	1.4	0.8	・督促状および催告書の送付を推進する。 ・休日納付相談および電話催告を実施する。 ・滞納月数6ヶ月以上の滞納者に対し、市営住宅明け渡し請求および滞納家賃等支払い請求を行う。
水道料金	91.3		0.1		・滞納整理業務を外部委託し、民間の徴収ノウハウを活用する。
塵芥処理手数料	98.4	16.4	0.2	2.0	・滞納事業所に対し、催告を強化する。 ・事業所の廃止処理が遅れて徴収率が低下していることから、収集業者と連携して廃止処理を迅速に実施する。
し尿処理手数料	91.2	8.4	2.0	2.0	・催告書の送付および電話催告を推進する。 ・水洗接続の報告不備や転出等の把握の遅れが徴収率低下要因でもあるので、下水道管理課との連携を強化すると共に定期的な居住確認に取り組む。
保育料	95.0	8.0	0.1		・高額滞納者には資産調査を行い、必要に応じて差し押さえを検討していく。
幼稚園使用料	98.5	5.0	0.2	1.8	・納付書の送付および電話催告により徴収を推進する。 ・戸別訪問による徴収を推進する。 ・幼稚園と連携した徴収を推進する。

H21年度は大口の徴収があり徴収率が急上昇した。H22年度は例年ベースからの向上目標を設定している。

## ・人件費総額の抑制

	改革目標	平成22年度推進計画
2-1	平成25年度当初の職員816人体制への円滑な移行を目指す「定員管理計画」を基本とするが、公共施設の運営や退職者数の変動に応じて、適宜定員管理の見直しを行うものとする。	・公共施設の運営状況や退職者数の増加等により定員管理計画との乖離が生じていないかを注視しつつ計画を推進する。【政策推進部】
2-2	本市を取り巻く環境の変化や新たな行政課題の発生等により、指針と実際の状況において乖離している部分も見受けられたため、平成22～23年度に「構造改革指針」を見直す。	・H23.4 機構改革を検討する中で、各課業務の状況把握、組織・人員の適正配置を検討する。【政策推進部】 ・各課に配属される定数の考え方について、定期人事異動ヒアリング時に、所属長に提示できるように試みる。【総務部】
2-3	職員の資質向上と能力開発を促すため、人事評価制度を導入する。評価結果については給料および勤勉手当への反映を目指す。	・既に人事評価制度の素案(たたき案)を策定したところであり、今後は労使間において任意の研究会を開催し、当素案を精査していく。【総務部】
2-4	人事院勧告を基本としつつ、府内市町村の状況、社会情勢等を踏まえながら、給与制度の適正な運用に努める。	・給与制度については、法令に遵守した内容となっているか、人事院勧告の内容と一致しているかを確認する。【総務部】
2-5	選挙手当の水準の点検・見直しを実施する。	・H22.7の参議院選挙の従事者分から選挙投開票事務に対する手当を見直す。【総務部】
2-6	行政委員会委員等の非常勤特別職の報酬について、職務の実態に応じて適切な報酬のあり方について検討する。	・行政委員会委員等の非常勤特別職の報酬について、社会動向や職務の実態に応じて適切な報酬のあり方について検討する。【関係各部】

## ・公共施設の管理運営

	改革目標	平成22年度推進計画
3-1	公共施設の偏在を是正し、配置・運営の効率化を推進するため、「公共施設の配置・運営適正化方針」を策定し、その方針に沿った運用を進める。	・統合後の小学校跡地活用および公共施設空白地への対応策を中心に検討する。【政策推進部・関係部】
3-2	公立幼稚園及び公立保育所について、利用者ニーズへ柔軟に対応し適正規模による効果的な運営を確保するため、国の制度動向に注視しつつ、幼保一元化（認定こども園）について検討する。	・抜本的改正が検討されている国の動向を注視し、先進都市および近隣市の状況など情報収集に努めながらその方向性を持っていく。【子ども未来部・学校教育部・（政策推進部）】
	多様化する子育て需要に対して柔軟に対応するため、施設運営において多様な労働力の活用や民間活力の導入について検討する。	・保育士、看護師の採用をしないことにより生ずる欠員に対応するため、引き続き多様な労働力を活用する。【子ども未来部】
3-3	指定管理者の積極的活用を推進するとともに、指定管理者の導入が適当でない施設は再任用職員による運営を推進する等、施設運営の効率化を推進する。	・H22.4.1から新たに総合福祉センターおよび放課後児童クラブに指定管理者制度を導入した。【健康福祉部・子ども未来部】 ・住道駅前自動二輪車等駐車場の指定管理者の選定を行う。【街づくり部】
	指定管理者の管理運営状況に関する総合的な評価の仕組みを構築・運用し、市民サービスの更なる向上をめざす。	・先進事例を研究し、指定管理者のモチベーションが向上するような評価の仕組みを検討する。【政策推進部】

## ・事務事業の見直し

	改革目標	平成 22 年度推進計画
4-1	「構造改革指針」の考え方にに基づき、事務事業の性質を見極め、民間活力を積極的に活用し、業務のアウトソーシングを推進する。	・市民サービスの充実を図ることができるよう、民間活力をはじめとした多様な労働力の活用について、引き続き推進を図る。 【政策推進部】
4-2	・公共事業は、緊急度や市民ニーズ等から優先度の高い事業を選択し、既存ストックの利活用の視点を基本として実施する。 ・投資的経費については、普通会計の 10% に設定する。	・緊急性の高い公共施設の耐震化をはじめとした安全・安心分野、野崎駅・四条畷駅周辺整備および統合後の学校跡地の有効活用等を中心に推進する。【政策推進部】
4-3	事業見直しを効果的に進めるため、事務事業評価を引き続き推進する。	・主要事務事業取扱規程に基づき、実施計画事業調書を用いて、引き続きすべての実施計画事業を対象に事務事業評価を実施する。【政策推進部】
4-4	事業の新規創設や既存事業の充実にあたっては、事業の肥大化を抑制し、職員増・事業費増をもたらさないよう、スクラップ・アンド・ビルドの徹底を図っていく。	・事務事業評価や予算編成時に精査し徹底を図る。【政策推進部】 ・総合計画の改訂に伴い、実施計画事業についても再編する。 【政策推進部】
4-5	職員提案を引き続き実施し、事務事業の改善・改革を推進する。	・職員提案を引き続き実施する。【政策推進部】
4-6	新公会計基準へ適切に対応するため、公有財産に関するデータ管理システムを構築し、適正かつ効率的な管理を推進する。	・国、府の動向に注視しながら、平成 22 年度は制度および他市の状況等の研究を行い、新公会計基準の対応への道筋を検討する。【総務部】 ・下水道台帳システム構築は、平成 19～22 年度末までの 4 カ年で行う計画となっており、平成 22 年度においては、平成 23 年度本格始動に向けて、詳細なシステムの構築および下水道システムのベクトル化、データ入力を進めていく。【街づくり部】
4-7	・厳しい財政状況の中、持続可能な財政運営の確立に向けて、効率的・効果的な予算編成のあり方について研究し、編成方式の見直しを図る。 ・入札の実施を一層徹底する等、予算執行の適正化・効率化を推進する。	・平成 23 年度予算については、一件査定による見直しを行い、編成する。【政策推進部】 ・業務委託契約等に係る契約方法について、更に改善への徹底を図る。【総務部】

## ・組織・職制の見直し

	改革目標	平成22年度推進計画
5-1	意思決定の迅速化、権限と責任の明確化を図るため、スタッフ職のあり方について廃止等の見直しを行い、組織のフラット化を推進する。	・スタッフ職のあり方について、素案策定に向けた研究をすすめる。【総務部】
5-2	機動的かつ機能的な組織運営を確保するため、市民ニーズ等を的確に捉えた機構改革を柔軟に実施する。	・H23.4からの機構改革に向け、各部等との調整等を推進する。【政策推進部】
5-3	市民サービスを効率的・効果的に提供するため、任期付職員制度の創設等、多様な任用形態を活用した労働力の配置を進める。	・任期付職員制度の創設について、労使協議をすすめる。【総務部】

## ・土地開発公社・特別会計の健全化

	改革目標	平成22年度推進計画
6-1	「土地開発公社の経営健全化に関する計画」に基づき、土地の事業化、未利用地の処分をはじめ保有地残高の縮減方策に努め、経営健全化を推進する。	・市からの買戻しが無い土地については、順次、民間へ売却していくことで保有地の残高の削減に努める。【総務部】
6-2	「第3次国民健康保険特別会計健全化計画」に基づき、「保険税の適正賦課」「医療費の適正化」「収納率の向上」に向けた諸施策を推進し、国保特別会計の健全化を推進する。	・第3次国民健康保険特別会計健全化計画に基づく施策を計画的に推進し、国保特別会計の健全化に努める。【健康福祉部】

## ・計画を推進するにあたって

	改革目標	平成22年度推進計画
7-1	各改革項目については、毎年度実施計画を作成し、広報誌・ホームページ等において定期的に市民等へ情報を公表する。	・本年度より実施計画を策定し、着実な進捗を図る。【政策推進部】
7-2	行財政改革の進行管理を行い、必要に応じて計画の見直しや改革項目の追加等を行う。	・各項目の進捗状況を把握し、計画の見直しや項目の追加等について検討していく。【政策推進部】

